2.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則をすべての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

2.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

2.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

2.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

2.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

2.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

2.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する戦略案を作成すること。

2.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

2.11 連合を代表すること。

2.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

連合と限定連合との間
連合と国際連合との間
連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間
連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

2.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

連合の機関の活動の準備及び組織
書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布
連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

2.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。

第十条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条　連合の機関の事務局

国際事務局は、国際事務局長の責任の下に、連合の機関の事務局の事務を行う。同事務局は、各会期の際に発行されるすべての書類を、当該機関を構成する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体、当該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体、限定連合並びにこれらの書類を請求する他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体に送付する。

第十一条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条　情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関するすべての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

第十二条

一般規則第百十八条を次のように改める。

第百十八条　国際事務局の供給する証票

国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。

第十三条

一般規則第百十九条を次のように改める。

第百十九条　限定連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、また、限定連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。同事務局は、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

第十四条

一般規則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条　連合の活動に関する二年ごとの報告書

国際事務局は、連合の活動について二年ごとに報告書を作成し、管理理事会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第十五条

一般規則第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　大会議への議案の提出の手続

1 加盟国による大会議へのすべての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。